

盗難通帳・「ちば興銀ダイレクト」の不正払戻被害の補償に関する規定の制定・改定について

平成20年2月19日の全国銀行協会の申し合わせ「預金等の不正な払戻しへの対応について」をふまえ、個人のお客さまの盗難通帳やインターネットバンキング等による不正払戻被害について、お客さまに重大な過失がある場合を除いて補償を行うことといたしました。これにともない、補償に関する規定の制定・改定を行っております。規定の内容や補償に関するご説明は以下をご覧ください。

[◎盗難通帳による不正払戻被害の補償について](#)  0.07MB

[◎預金者のみなさまへ（預金規定改定概要）](#)  0.05MB

[◎「ちば興銀ダイレクト」の不正利用被害の補償について](#)  0.07MB

[◎「ちば興銀ダイレクト利用規定」の改定内容、「ちば興銀ダイレクト預金被害補償規定」](#) 

0.12MB

■通帳・印鑑・キャッシュカードを紛失・盗難された場合はただちにご連絡ください。

平日 8:40~17:00 各お取引店にご連絡ください。

上記以外の時間帯 03-5617-6783 ATMサービスセンター

土・日・祝日(終日) 03-5617-6783 ATMサービスセンター

■盗難通帳による不正払戻被害のご相談窓口

「お客さまサービス部」

(フリーダイヤル) 0120-256-980

(受付時間) 平日 9:00~17:00

■ちば興銀ダイレクトの不正利用被害のご相談窓口

「ちば興銀テレフォンセンター」

(フリーダイヤル) 0120-897-850

(受付時間) 平日 9:00~21:00

※ 偽造・盗難カードによる不正払戻被害の補償について

預金者保護法（偽造カード等および盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護に関する法律）をふまえ、偽造・盗難カードによる不正払戻被害の補償を行っております。補償に関するご説明等は以下をご覧ください。

[◎偽造・盗難カードによる不正払戻被害の補償について](#)  0.10MB

[◎各種カード規定の改定概要](#)  0.07MB

（平成20年6月2日作成）

以上

盗難通帳による不正払戻被害の補償について

個人のお客さまの盗難通帳による不正払戻被害が補償対象となります。

くわしくは◎[預金規定改定概要](#)をご覧ください。

ただし、たとえば以下のような場合には、補償対象外となります。

- ・お客さまに「故意」「重大な過失」があった場合
- ・お客さまのご親族さまなどによる払戻しの場合
- ・当行へのすみやかな通知、十分なお説明、警察への届出等が行われなかった場合
- ・上記の通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合
- ・お客さまが当行に重要な事項について、偽りの説明をされた場合
- ・戦争・暴動など、著しい社会秩序の混乱に乗じた被害の場合

また、以下の場合には補償が減額される可能性があります。

- ・お客さまに「過失」があった場合

* 当行は補償にあたり、各種調査を実施させていただく場合がございますので、ご協力をお願い申し上げます。

* 預金通帳やご印鑑の盗難に気づかれた場合は、すみやかに当行へご通知してください。

連絡先は◎[盗難通帳・「ちば興銀ダイレクト」の不正払戻被害の補償に関する規定の制定・改定について](#)をご覧ください。

* 預金通帳およびご印鑑の管理は厳重に行っていただきますようお願い申し上げます。

お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合

1. 重大な過失となりうる場合

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下のとおりです。

- (1) 他人に通帳を渡した場合
- (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預ることができないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2. 過失となりうる場合

お客さまの過失となりうる場合の事例は以下のとおりです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

(平成20年6月2日作成)

預 金 者 の み な さ ま へ

株式会社 千葉興業銀行

当行では、このたび、個人のお客さまの盗難通帳による預金等の不正払戻し被害について、お客さまに重大な過失がある場合を除いて、補償を行うことと致しました。

つきましては、普通預金等の規定の見直しを行い、補償内容等を定めましたのでお知らせいたします。

○該当する預金は以下の通りです。

普通預金、貯蓄預金、定期預金、通知預金、定期積金、外貨普通預金、外貨定期預金等

○普通預金規定の主な追加・改定内容

(第5条) 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(第9条) 盗難通帳による払戻し等

- (1) 本条は個人のお客さまの預金取引について適用されます。
- (2) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (3) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (4) 前2項の規定は、第2項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (5) 第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (6) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第2項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第3項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第3項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以上

※定期預金規定等その他の預金規定においても、同様な改定を行います。

(平成20年6月作成)

「ちば興銀ダイレクト」の不正利用被害の補償について

個人のお客さまの「ちば興銀ダイレクト」の不正利用被害が補償対象となります。

くわしくは◎[ちば興銀ダイレクト規定改定内容](#)、[ちば興銀ダイレクト預金被害補償規定](#)をご覧ください。

ただし、たとえば以下のような場合には、補償対象外となります。

- ・お客さまに「故意」「重大な過失」「法令違反」があった場合
- ・お客さまのご親族さまなどによる利用の場合
- ・当行へのすみやかな通知、十分なお説明、警察への事情説明のご協力が行われなかった場合
- ・上記の通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合
- ・お客さまが当行に重要な事項について、偽りの説明をされた場合
- ・戦争・暴動など、著しい社会秩序の混乱に乗じた被害の場合

また、以下の場合には補償が減額される可能性があります。

- ・お客さまに「過失」があった場合

* 当行は補償にあたり、各種調査を実施させていただく場合がございますので、ご協力をお願い申し上げます。

* 身に覚えのない不正利用に気づかれた場合、あるいは、ちば興銀ダイレクトご契約カードの盗難など、万一パスワード等を他人に知られる、または知られた可能性がある場合は、直ちにお取引店、または「ちば興銀テレフォンセンター（0120-897-850）」までご連絡ください。

* パスワード等の管理を厳重に行っていただくほか、当行がウェブサイト等で注意喚起している事項をお守りいただきますようお願い申し上げます。

お客さまの「重大な過失」または「過失」について

1. 重大な過失となりうる場合

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下のとおりです。

- ・お客さまがパスワード等を他人に教えた場合

2. 当行は、お客さまの「重大な過失」または「過失」について、被害に遭われた状況等をふまえて、個別の事案毎に検討いたします。

(平成20年6月2日作成)

「ちば興銀ダイレクト利用規定」の改定内容

(改定日 平成20年6月2日)

[インターネット、モバイルバンキングサービス用]

| 改定後 | 改定前 |
|---|--|
| <p>7. 本人確認 同右</p> <p>同右</p> <p>(5) 当行が前項までの方法に従って本人確認をして取引を実施したうへは、<u>本規定第20条にて定める場合を除き、パスワード等につき不正使用、その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>同右</p> <p><u>20. 盗取されたパスワード等による損害</u></p> <p>(1) <u>盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な取引については、お客さまの責によらず生じ、かつ当行が別に定める補償規定の所定事項を満たす場合、お客さまは当行に対して当該取引にかかる損害(取引金額、手数料および利息)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</u></p> <p>(2) <u>当行は、お客さまの請求が前項に定める内容であることを確認のうへ、当行が別に定める補償規定に従い、当該取引にかかる損害を限度として補てんするものとします。</u></p> <p>21. 免責事項等 同右</p> <p>22～26 略</p> | <p>7. 本人確認 本サービスのご利用についてのお客さまご本人の確認は次の方法により行うものとします。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当行が前項までの方法に従って本人確認をして取引を実施したうへは、パスワード等につき不正使用、その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>20. 免責事項等 (1)～(3) 略</p> <p>21～25 略</p> |

※下線部分が改定部分

〔テレフォンバンキングサービス用〕

| 改定後 | 改定前 |
|--|---|
| <p>5. 免責事項</p> <p>(1) 本人確認 当行が前記3.(3)本人確認手続きを経た後、取引を行ったうえは、当方は架電者をお客さま本人であるとみなし、<u>本規定11にて定める場合を除き、「ご契約番号」「暗証番号」「確認番号」の不正使用、盗聴その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。</u></p> <p>同右</p> <p>1 1. <u>盗取された暗証番号等による損害</u></p> <p>(1) <u>盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な取引については、お客さまの責によらず生じ、かつ当行が別に定める補償規定の所定事項を満たす場合、お客さまは当行に対して当該取引にかかる損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</u></p> <p>(2) <u>当行は、お客さまの請求が前項に定める内容であることを確認のうえ、当行が別に定める補償規定に従い、当該取引にかかる損害を限度として補てんするものとします。</u></p> <p>1 2. 紛失・届出事項の変更等 同右</p> <p>(2) 届出事項の変更 本サービスにおける届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに代表口座取引店に届出てください。なお、代表口座で届出事項の変更（届出印の変更を含む）を行った場合は、当該変更届出をもって本サービスの変更届の届出があったものとし、ます。なお、「ご契約カード」の紛失等上記諸事項の届出の前に生じた損害については、<u>本規定11にて定める場合を除き、当行は一切責任を負いません。</u></p> <p>1 3～1 7 略</p> | <p>5. 免責事項</p> <p>(1) 本人確認 当行が前記3.(3)本人確認手続きを経た後、取引を行ったうえは、当方は架電者をお客さま本人であるとみなし、「ご契約番号」「暗証番号」「確認番号」の不正使用、盗聴その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。</p> <p>(2) 略</p> <p>1 1. 紛失・届出事項の変更等 (1) 略</p> <p>(2) 届出事項の変更 本サービスにおける届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに代表口座取引店に届出てください。なお、代表口座で届出事項の変更（届出印の変更を含む）を行った場合は、当該変更届出をもって本サービスの変更届の届出があったものとし、ます。なお、「ご契約カード」の紛失等上記諸事項の届出の前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。</p> <p>1 2～1 6 略</p> |

※下線部分が改定部分

「ちば興銀ダイレクト預金被害補償規定」

この補償規定は、個人のお客さまを対象に「ちば興銀ダイレクト〔インターネットバンキング・モバイルバンキング・テレフォンバンキング〕」の不正利用により、預金等に被害が発生した場合の、預金者の皆様に対する補償について定めるものです。

当行は補償にあたり、各種調査を実施させていただく場合がございますので、ご協力をお願い申し上げます。なお、お客さまに「重大な過失」または「過失」があった場合等には、補償を受けられない、または補償が減額される可能性がございます。パスワード等の管理を厳重に行っていただくほか、当行がウェブサイト等で注意喚起している事項をお守りいただきますようお願い申し上げます。

1. この規定は、個人のお客さまの取引に適用されます。
2. 盗取されたパスワード等（注）を用いて行われた不正な取引については、次の各号すべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該取引にかかる損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - （1）パスワード等の盗取に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - （2）当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - （3）当行に対し、パスワード等が盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示し、警察署への被害事実等の事情説明に協力していること
3. 前項の請求がなされた場合、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた損害の額を限度として補償するものとします。
4. 前2項の規定は、第2項にかかる当行への請求通知が、このパスワード等が盗取された日（パスワード等が盗取された日が明らかでないときは、盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な取引が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。
5. 次のような場合には、この補償規定に基づいて、補償を受けることはできません。
 - （1）預金者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失、または法令違反
 - （2）預金者本人ならびにその配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他同居人、または家事使用人が自ら行いまたは加担した場合
 - （3）預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - （4）戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれらに付随して行われた場合
6. お客さまに「過失（重大な過失を除く）」があった場合には、損害額の一定割合を補償するものとします。
7. 当行が、この補償規定にもとづいて補償金をお支払いする場合、当行から、損害保険会社に当行の有する預金者に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供にご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
8. 当行が補償金をお支払いした場合には、当行は、当該補償金額の限度において、不正取引を行った者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権を取得するものとします。

（注）パスワード等とは以下のことをいいます。

- ・インターネットバンキング、モバイルバンキングの場合
ログインID、ログインパスワード、確認用パスワード
- ・テレフォンバンキングの場合
ご契約番号、暗証番号、確認番号

【お客さまの重大な過失または過失について】

1. お客さまの重大な過失になりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、典型的には以下の事例です。
 - ・お客さまがパスワード等を他人に教えた場合
2. 当行は、お客さまの「重大な過失」または「過失」について、被害に遭われた状況等をふまえ、個別の事案毎に検討いたします。

（平成20年6月2日制定）

偽造・盗難カードによる不正払戻被害の補償について

偽造・盗難カードによる不正払戻被害が補償対象となります。

くわしくは◎[各種カード規定改定概要](#)をご覧ください。

ただし、たとえば以下のような場合には、補償対象外となります。

1. 偽造カードによる被害の場合

- ・お客さまに「故意」「重大な過失」があった場合

2. 盗難カードによる被害の場合

- ・お客さまに「故意」「重大な過失」があった場合
- ・お客さまのご親族さまなどによる払戻しの場合
- ・当行へのすみやかな通知、十分なお説明、警察への届出等が行われなかった場合
- ・上記の通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合
- ・お客さまが当行に重要な事項について、偽りの説明をされた場合
- ・戦争・暴動など、著しい社会秩序の混乱に乗じた被害の場合

また、以下の場合には補償が減額される可能性があります。

- ・お客さまに「過失」があった場合

* 当行は補償にあたり、各種調査を実施させていただく場合がございますので、ご協力をお願い申し上げます。

* カードの偽造や盗難に気づかれた場合は、すみやかに当行へご通知してください。

連絡先は◎[盗難通帳・「ちば興銀ダイレクト」の不正払戻被害の補償に関する規定の制定・改定について](#)をご覧ください。

* カードおよび暗証番号の管理は厳重に行っていただきますようお願い申し上げます。また、暗証番号には、生年月日、住所、電話番号、車のナンバーなど他人に容易に推測されやすい番号は使用しないでください。推測されやすい暗証番号を使用されている場合は、当行のATMで変更が可能ですので、すみやかにご変更ください。

お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合

1. 重大な過失となりうる場合

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下のとおりです。

- (1) 他人に暗証を知らせた場合
- (2) 暗証をカード上に書き記していた場合
- (3) 他人にカードを渡した場合
- (4) その他(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてカードを預る

ことはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合) などに対して暗証を知らせた上でカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2. お客さまの過失となる場合

お客さまの過失となる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、カードをそれらの暗証を推測させる書類など（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、カードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証の管理
 - ・ 当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合
 - ・ 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当行の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合
 - ② カードの管理
 - ・ カードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
 - ・ 酔ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上

(平成20年6月2日作成)

各種カード規定の改定概要

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息をふくみます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

イ 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。

ロ 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合。

ハ 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項についての説明を行った場合。

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

(平成17年12月1日)